

委員会の審査状況

〈常任委員会〉

総務、産業経済、企画建設、文教警察及び環境厚生
の各常任委員会は、12月9日及び12日の2日間にわたり、それぞれの委員会室において、議案等を審査した。

総務委員会

〈委員長報告 平成28年12月16日本会議〉

総務委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案第88号など議案8件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第88号「平成28年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、「原子力問題検討委員会（仮称）運営事業」に関し、設置の目的や国の原子力規制委員会との関係について質疑があり、「原発の安全性の確認や避難計画の検証などについて、技術的・専門的見地から意見、助言をいただき、県民にわかりやすい情報を発信することを目的に設置するものであり、国の規制委員会に意見を述べたり、廃炉を検討するためのものではない」との答弁がありました。

また、ベースロード電源に対する県の認識、地元自治体等に説明を行っていない県の姿勢について、副知事に出席要請し、答弁を求めました。

委員からは、「これまで県は、原子力発電をベースロード電源と認めた中で、原発に関する様々な議論を重ねてきたが、現在も原子力発電をベースロード電源と認識しているのか。また、九州電力と安全協定を締結し、長年県と信頼関係を築いてきた薩摩川内市や原子力安全対策連絡協議会の構成団体に十分な説明を行わないまま、マニフェストに従って川内原発に係る取組を進めているのではないかと」質疑があり、副知事から「国のエネルギー基本計画において、ベース

ロード電源として原子力や水力を位置づけていることは承知している。この計画は、法に基づき国の責務として策定されたものであると認識している。そのことを踏まえた上で、再生可能エネルギー県に少しずつ、少しずつ変身させていきたい。また、検討委員会の設置に関して、詳細な説明を未だ行っていないことをお詫びし、直ちに関係市町に予算の内容等について説明を行いたい、予算を認めて頂いた後も丁寧な説明をしてまいりたい」との答弁がありました。

〔請願・陳情〕

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情3件につきまして、1件を不採択とすべきものとし、残りの2件を継続審査すべきものと決定しました。また、継続審査分の陳情につきましては、5件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第1035号「鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情」について、「鹿児島市議会が公開することを決定しており、公開に係る業務量や経費の増加もそれほど多く見込まれないことから、公開すべき」として採択を求める意見と、「全国状況等も踏まえ、総合的に検討すべき」として継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1036号5項、保育所の3歳以上の児童が主食を持ってこなくても良いよう完全給食を求めることについて、委員からは、「県として積極的に完全給食を進めていくべき」として採択を求める意見と、「国に対して制度の見直し等について要望しており、引き続き、国や市町村の動きを注視していくべき」として継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1037号「川内原発1、2号機の原子炉圧力容器などの部品強度の健全性が確認されるまでは、再稼働しないよう求める陳情」について、委員からは、「フランス原子力安全局が日本鑄鍛鋼社製の鋼材で製造されたフランス国内の原発の蒸気発生器において規格より炭素濃度が高い材料が使われた可能性がある」と公表し、更に検査を求めていることから、我が国においても検討していく必要がある」として採択

を求める意見と、「国の原子力規制委員会が、九州電力の報告に問題ないとの趣旨の見解を示している」として不採択を求める意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

県民生活局関係では、「鶴丸城御楼門・御角櫓の建設に向けた取組状況」について、建設の概要、御楼門建設に必要な大径木の確保状況、平成32年3月の完成に向けたスケジュール等について説明を受けた後、論議が交わされました。

委員から、今後の大径木の確保の見込みについて質問があり、「これまでと同じペースで進めば、今年度中に、県外市場を通じて半分以上、3分の2程度は確保できるのではないかと考える」との答弁がありました。

また、岐阜県に設置された「鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会」が岐阜県産ケヤキ材を御楼門の大扉に提供するために取り組んでいることに関して、委員から、「岐阜県の方々が御楼門の大径木の確保に熱心に協力していただいていることに感動している。来年秋に提供木の引渡式が予定されているが、出席者については、県の意気込みをお示し頂き、また、現在取り組んでいる岐阜県との交流も踏まえて、工夫を凝らしたのものになるよう努めていただきたい」との要望がありました。

産業経済委員会

（委員長報告 平成28年12月16日本会議）

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第88号など議案3件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第88号及び議案第109号「平成28年度鹿児島県一般会計補正予算」に関して、「鹿児島いきいき働き方改革事業」の内容や事業効果等について質疑があり、「企業の経営者を対象に、働き方改革についての講演や企業への支援制度の説明等を行うセミナー

を、3箇所程度、約200人を対象に実施する計画である。当県は、全国平均と比較して労働時間が長く、年次有給休暇取得率も低い状況にある。このため、長時間労働の是正、年次有給休暇等の取得促進を図ることによって、ワーク・ライフ・バランスの改善等が進むとともに、企業の魅力が高まり、働きがいのある職場として、優秀な人材の確保、定着を図ることにもつながり、さらに、労働生産性の向上、経済の成長にもつながっていくとの観点から、企業の経営者自らが、先頭に立って働き方改革を進める意識を持つようなセミナーとしたい」との答弁がありました。

次に、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策事業に関して、まず、事業内容等について質疑があり、「今回の補正予算は、出水市が実施している防疫対策に対する助成のほか、県が実施している監視区域内の農場に配付する緊急消毒用石灰や県内の食鳥処理場等の消毒用石灰の購入経費である」との答弁がありました。

また、発生状況、感染ルート、防疫対策等について質疑があり、「アジアの多くの国で発生しているが、国内では、野鳥については、12月9日現在で、10道県において47事例、うち、本県では出水市で26事例が確認されている。家きんについては、新潟県と青森県でそれぞれ2農場で発生しており、合計約56万羽の家きん等が処分されている。感染ルートは、ウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、野生動物等が防鳥ネットや鶏舎の破損箇所から鶏舎内に持ち込んだ可能性が考えられるとされている。本県の防疫対策については、半径3キロ圏内の監視区域内の47農場に対しては、防疫指針に基づき、立入検査や消石灰の配布による緊急消毒の指導などを行っているほか、10月から11月中旬にかけて、家畜保健衛生所職員が100羽以上の家きんを飼養する県内全ての農場へ立入検査を行っている。また先般、国から防疫対策の徹底について通知があり、家きん舎の一斉点検などを指導したところである」との答弁がありました。

次に、台風第16号による被害の復旧のための「園芸産地再生産支援事業」について、1月の雪害時の支援内容との違い等について質疑があり、「1月の雪害時は収穫時期での被害であったため、次期作物の作付けにかかる支援を行ったが、今回は、植付け時期での被害であったので、早急にまき直しを行うために必要な資材等を支援することとしている。農作物の再生産が確保できるよう、被害状況に応じてしっかり支援してまいりたい」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に請願・陳情につきましては、新規分の陳情1件については採択すべきものと、継続審査分の陳情4件については継続審査すべきものと決定しました。

審査の過程の主な論議につきまして申し上げます。

陳情第2015号「『BSE対策特別措置法』及び『死亡牛BSE検査処理体制整備基本方針』に基づく関連施設整備と死亡牛適正処理について」に関しては、全会一致で、採択すべきものと決定しました。

委員から、「県は、死亡牛処理の自県完結型を進めているが、県外の業者に処理を依頼している畜産農家もいると聞いている。県としては、どのように対応しているのか」との質疑があり、「死亡牛処理については、県と関係事業者等で合意した基本方針に基づき、畜産農家等の協力をお願いしている。昨年4月にBSE検査の月齢が変わった際に、全ての畜産農家等に基本方針を確認する文書を出したほか、毎月各地域で開かれる子牛の競り市前の研修会や、家畜保健衛生所が開催する会議等でチラシを使って啓発している」との答弁がありました。

委員から「自県完結型がきちんと実行されるよう啓発・指導を行っていただきたい」との要望がありました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。商工労働水産部関係では、「熊本地震への対応の効果と今後の取組」について論議が交わされました。

委員から、「修学旅行のキャンセルの影響は大きかったと思うが、鹿児島や九州が安全であるということはどうに周知しているのか」との質問があり、「まずは地震の直後から観光連盟、ホテル・旅館業界と一緒に、関西方面へのセールスを行い、旅行エージェントに実態を伺うとともに、その得意先の学校に安全性を周知した。その後数回にわたり、旅行エージェントへのセールスや学校向け説明会で、鹿児島は安全であることを重ねて周知するとともに、全国の校長会等を通じて影響はない旨の文書を配布するなどを行っており、関西の集約列車の今後の予約状況は、思ったほど影響を受けていないという情報が届いている」との答弁がありました。

最後に、県政一般の一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係では、知事の маниフェストであるアウトレットモール誘致の検討状況について質問があり、「現在、鳥栖プレミアムアウトレットを初め、

既存のアウトレットモールや開発業者を訪問して、現状や立地条件等を聞くなど、情報収集をしている。その条件としては、交通の利便性、駐車場を含めた一定面積以上の敷地の確保、既存の商圏との距離などがある。また、郊外型だけでなく、福岡のマリノアシティのような都市近郊型のアウトレットモールもあり、今後これらを踏まえて、当県にはどのようなアウトレットモールがふさわしいのか、どういった形で誘致を進めて行くのか検討したい」との答弁がありました。

企画建設委員会

（委員長報告 平成28年12月16日本会議）

企画建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第88号など議案9件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第88号「平成28年度鹿児島県一般会計補正予算」に関し、奄美群島成長戦略推進交付金の事業内容について質疑があり、「国の経済対策に伴う補正予算を活用するもので、対象となる事業は、市町村等が行う防災関連施設整備事業と農業創出緊急支援事業である」との答弁がありました。

委員から、「台風常襲地帯で災害に遭う危険性が高い離島においては、交付金を積極的に活用し、防災関連施設や営農ハウスなどを整備することは有意義である。奄美の振興のためにも、事業を継続していく必要がある」との意見がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規分の陳情3件を不採択すべきものとし、継続審査分の陳情6件について、3件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

新規分の陳情第3028号「温泉法による掘削規制ではなく、地熱発電に即した規制法の制定を国に求める意見書採択を求める陳情」について、委員から、「あらゆるエネルギー資源の可能性を探っていく必要がある」として継続審査の意見と、「地熱発電は、将来、

さらに技術の発展が期待されるが、今はまだ、研究すべき事項も多いことから、国の動きを注視しておく段階である」として不採択の意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

企画部関係では、「本県への移住・交流の促進」について論議が交わされました。

委員から、「移住先の検討に当たっては、就労や住居、情報インフラの整備などが考慮されることから、県として部局横断的な対策を講じる必要があるのではないか」との質問があり、「各市町村が、より多くの県外からの移住者を確保できるよう、全国に向けた情報発信や移住希望者への相談対応などを行っているところである。県も市町村と連携しながら、これまで以上に部局横断的な対策をとってまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「市町村とも密に連携しながら、移住希望者が本県に住みたいと思う鹿児島の魅力の紹介や農林水産業等への就労促進にもつながるような取組に努めていただきたい」との要望がなされました。

土木部関係では、「ドルフィンポート敷地周辺一帯の活用の経緯及び今後の活用計画」について論議が交わされました。

委員から、「本港区は、離島定期便や桜島フェリーの航路が錯綜している上に、大型船舶が旋回するには港内が狭いと思うが、どの程度の観光船を北ふ頭に持ってこられるのか。また、ドルフィンポート敷地を含む本港区エリアの活用については、どのような検討を行っているのか」との質問があり、「本港区は、10万トン級の大型観光船の寄港は難しい環境にあり、現在、国の技術基準に基づき、停泊できる国際観光船の規模などについて検討しているところである。また、ドルフィンポート敷地を含む本港区エリアの活用については、まずはどこに何を作るかなどを取りまとめた上で様々な方にお示しし、御意見を伺いながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「検討に当たっては、本港区と旧木材港区等を連動させて、中長期的な視点に立って鹿児島港全体で検討する必要がある。その際、本港区の本来の機能である離島航路等としての利用に十分に配慮するとともに、整備する施設によって生じる交通渋滞などの対策を講じるべきである。また、ガラス張りのシーフードレストランの必要性について疑問があることやマリポートかごしまの北側護岸に大型観光船が

接岸できるよう整備すべきである」との意見がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

企画部関係で、「特定離島ふるさとおこし推進事業は、地理的・社会的に厳しい条件下にある地域にとって大変重要な事業であり、今後もしっかりと推進していかなければならないが、県はどう考えているか」との質問があり、「特定離島地域に住む方々が、希望を持って安心して暮らせる地域づくりをすることは重要なことである。事業に対するニーズが大きいことから、その内容の充実を図りながら、引き続き、同地域の振興に努めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「この事業が、さらに活用価値のある事業となるよう内容の充実を図りながら、引き続き、きめ細やかな事業展開をしていただきたい」との要望がなされました。

文教警察委員会

（委員長報告 平成28年12月16日本会議）

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第88号など議案5件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第96号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」に関し、「道路交通法の一部改正により、高齢運転者対策に係る規定が整備されたこと等に伴う改正であるが、高齢運転者対策がどのように変わったのか。また、高齢運転者の免許の自主返納の状況はどうなっているか」との質疑があり、「近年、高齢運転者による交通事故が増えており、特に死亡事故を起こした75歳以上の高齢運転者のうち約4割が、認知症もしくは、認知機能低下の疑いがあると言われていたことから、75歳以上の高齢運転者に対する認知症対策を強化するものである。これまでの免許更新については、認知機能検査や高齢者講習もあったが、本人が希望すれば更新可能であった。改正後は、認知機能検査の結果、記憶力、判断力が劣っていると判断された場合は、医師の診断が必要となり、認知症であると診断された場合は、免許の取り消しまたは、停止

となる。自主返納の状況については、平成28年10月末現在の75歳以上の免許保有者は、97,590人である。自主返納者は、2,258人であり、昨年と同時期に比べると、162人増加している」との答弁がありました。

委員からは、「今後、高齢者の安全運転についての啓発をさらに進めていただくとともに、自主返納後の代替交通手段の確保等について、市町村等と連携した取組に努めていただきたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情5件につきまして、2件を採択、2件を継続審査、1件を不採択とすべきものと決定し、継続審査分の請願2件、陳情5件につきましては、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4019号「鹿児島県総合体育館等の建設に関する陳情書」に関して、「現体育館については、築56年を経過し、かなり老朽化が進んでおり、また、平成23年に策定された総合体育館等整備基本構想の経緯等も踏まえると、新しい体育館の整備は、その他のスポーツ施設の整備に優先して行われるべきであると考えますが、どのように認識しているか」との質疑があり、「整備の必要性は認識している。総合体育館等整備基本構想は、各競技団体からの要望や県民のアンケート結果なども踏まえ、多くの議論を経て策定されたものであることから、その基本理念や設置の目的など、基本的な部分は尊重しながら、その後の情勢変化等も勘案した上で、さまざまな角度から検討していきたいと考えている」との答弁がありました。

これらの議論を踏まえ、「県総合体育館の早急な整備が望まれるが、施設の規模、整備場所、財源等の検討課題も残されている」として継続審査とする意見と、「国体に向け、この機をとらえて整備を行うべき」として採択とする意見があり、取扱意見が分かれたましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

本陳情に関して、委員から、「整備の必要性については、全委員の意見が一致しているところであり、第一回定例会では、今後の体育館整備の方向性を具体的に示していただきたい」との要望がありました。

【県政一般】

続いて、県政一般の一般調査について申し上げます。

警察本部関係では、飲酒運転の取り締まり状況につ

いて質問があり、「飲酒運転は、死亡・重大事故に直結する恐れが極めて高いことから、あらゆる機会を捉えて、取り締まりを強化している。平成28年10月末現在、酒酔い運転5件、酒気帯び運転378件を検挙しており、この内、日中の違反が110件、夜間の違反が273件となっている」との答弁がありました。

委員からは、「昨年に比べて飲酒運転の検挙件数が増えているのは、取り締まりの強化によるものだと思うが、まだまだ潜在的な飲酒運転は多いのではないかと思われる。年末に向けて、飲酒運転防止の取り組みのさらなる強化をお願いします」との要望がありました。

教育委員会関係では、離島の生徒の島外遠征等に係る旅費助成について質問があり、「現在、離島の生徒が、県の高校総体または中学校総体に参加する際は、体育連盟を通して、1人当たり、高校生は2,900円程度、中学生は1,150円程度の助成を行っている。今後、29年度に向け、新たな助成の在り方について検討していきたい」との答弁がありました。

環境厚生委員会

（委員長報告 平成28年12月16日本会議）

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第88号など議案5件につきましては、いずれも、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第88号「平成28年度鹿児島県一般会計補正予算」に関し、障害者福祉施設整備事業のうち、防犯対策強化の具体的内容等について質疑があり、「71の施設から防犯カメラや非常通報装置、人感センサー等の設置要望が出されている」との答弁がありました。

委員から、「神奈川県相模原市の障害者支援施設の事件の教訓を生かして、関係機関同士の連携、情報の共有化を図りながら、今後の対策を進めてもらいたい」との要望がありました。

また、造林補助事業の内容等について質疑があり、「国の補正予算に伴い間伐や再造林等の森林整備を行うもので、この中で台風16号により被害が発生した林地の被害木整理や再造林等も実施することとしてい

る」との答弁がありました。

さらに、森林整備・林業木材産業活性化推進事業の内容等について質疑があり、「地域材の競争力強化を図るため、CLT加工施設等の木材加工流通施設等の整備、間伐材の生産促進、約2,400メートルの路網整備及び高性能林業機械9台の導入支援等を行う予定としている」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の請願1件については採択すべきものと決定し、新規陳情2件については、いずれも、一部を採択、一部を継続審査すべきものと決定いたしました。また、継続審査分の陳情12件につきましては、1件の取下げを承認し、10件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

請願第5002号「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」については、「受動喫煙防止対策を強化する必要性は認識しているが、中小規模のサービス事業者等への配慮を求めるべき」として採択を求める意見と、「国や全国の動向を見極めるべき」として継続審査を求める意見があり、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5032号のウミガメが上陸産卵しやすい海岸作りを求める1、2項は、「陳情の願意は理解できる」として採択を求める意見と、「県議会から関係機関に働きかけてほしいとあるが、対象者や内容など分かりにくい点もある」として継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。また、県にウミガメ保護の積極的な啓発活動等を求める3項については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

保健福祉部・県立病院局関係では、特定健康診査の受診率向上について質問があり、「平成29年度までの全国的な目標値である受診率60%の達成に向け、市町村保険者が実施する特定健診等に要する費用について、国・県から3分の1ずつ負担するとともに、市町村に対し県調整交付金等による財政支援を行うなど、受診率向上に向けた取り組みを支援している」との答弁がありました。

委員から、「特定健診未受診者の死亡率が高いという分析もあり、医療費を抑える観点からも、受診率向

上について、いろいろ工夫して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

環境林務部関係では、「九州食べきり協力店は、食品ロスの削減に向けた非常にいい取り組みだと思いが、目標や効果についてどう考えているか」との質問があり、「この事業は、食べ残しの削減や食材の使い切りに取り組む飲食店等を募集し、登録・公表するものである。10月から取り組みをはじめたばかりであり、今のところ登録数の目標等は定めていないが、県民の方々も含めて、食品ロス削減の取り組みが広がっていくよう、積極的に協力店の登録を進めてまいりたい」との答弁がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(平成28年12月14日)

〔調査事項〕

輸出を取り巻く情勢変化に対応した本県農林水産物・加工食品等の輸出促進対策

〔調査概要〕

11月のタイ・ベトナムの現地調査を中心に、執行部への質疑を行った。

予算特別委員会

(平成28年12月8日)

平成29年度当初予算案に関する調査を目的とする予算特別委員会が設置されたことに伴い、互選により委員長に大園清信委員を、副委員長に持富八郎委員を選任した。

〈議会運営委員会〉

(平成28年12月5日)

協議に先立ち、追加議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

○ 出水市においてツルのねぐら水等から検出された

高病原性鳥インフルエンザウイルスに係る防疫対策に要する経費に係る予算議案1件を、明日(12月6日)の本会議に追加提案させていただきたいこと。

協議事項

1 追加議案の取扱いについて

追加議案は12月6日の本会議の冒頭に上程すること、共産党が質疑を行うこと、12月8日の本会議の一般質問終了後に質疑を行うこと、質疑の通告締切は12月6日の午後1時までとすること、質疑時間は答弁を含め10分以内とすることが決定又は確認された。

2 12月6日及び12月8日の議事日程について

議事日程が了承された。

3 次回委員会開催日時について

12月15日(木)午後1時に開催することが了承された。

4 その他

(1) 追加補正議案について

小園委員から、「今回の追加補正議案について、東北の方では、鳥インフルエンザにより、35万羽殺処分をしたという報道があった。たまたま今回は議会運営委員会に諮るわけだが、通常、鹿児島県は鳥インフルエンザだけではなく、豚流行性下痢もあれば、口蹄疫の問題もある。こういう問題は我々に気を遣わないといけなければならないけれども、時間が問題なので、産業経済委員会でも話が出たようであるが、臆することなく専決処分をして、なるべく早く対応していただくようお願いしたい」との発言があった。

(2) 知事に答弁を求める件について

成尾委員から、「本会議で、知事に答弁を求めた場合、知事が答弁しないといけないのか。マニフェストのことは知事しか分からないわけだが、全部知事に答弁を求めるといった質問のあり方でいいのかどうか、今後少し考えてもらいたい」との発言があった。

議事課長から、「質問に対する答弁者は、知事との指定がございまして、必ずしも知事が答えなければならないということではございません。答弁者は執行部で整理をして、答弁するという取り扱いとなっております。ですから、『知事』という指定は、必ずしも質問者から知事だけという

指定は出来ないことになっております」との説明があった。

柳委員から、「先日の代表質問で、私も知事に答弁を求めたわけだが、あの時は知事が2回手を挙げて立とうとされたものの、総務部長が立って答えた。質問者としては、知事に答えて欲しかったわけだが、それはあくまでも議長の判断に委ねるということでのいいのか」との発言があった。

議長から、「あの時は、総務部長から先に手が挙がったので、私は総務部長を指名した。その後知事が手を挙げた」との発言があった。

寺田委員から、「議長から話があったが、議事整理権に基づく議長の判断だと思う。成尾委員から指摘もあったが、本会議におけるこの件については、改めて議長のご意見もあったということで、各会派において確認することになると思う」との発言があった。

吉留委員長から、「この件については、後日、議長と事務局の方で整理して、皆さんにお話しただくということでのよろしいか」との発言あり、了承された。

(平成28年12月15日)

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のまつぎ議員が議案7件、陳情7件について、無所属の下鶴議員が議案1件について討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 意見書案について

議員提出の意見書案が1件あり、環境厚生委員会所属の9名の議員(西村議員、鶴丸議員、大久保議員、井上議員、松田議員、小園議員、吉留議員、大園議員、柴立議員)提出の「受動喫煙防止対策の強化に関する意見書」案については、提案理由説明は行わないこと、県民連合、共産党のまつぎ議員及

び無所属のいわしげ議員が反対であること、発議者は提出者である9名の議員となること、共産党のまつざき議員及び無所属のいわしげ議員が反対討論を行うこと、質疑はなく、採決方法は起立採決とすることが確認された。

5 議員派遣の件について

議員派遣の件が1件あり、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

7 12月16日の議事日程について

議事日程が了承された。

8 平成29年第1回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは2月17日頃との説明があった。この説明に対し、園田委員から「三反園知事が就任し、初めての当初予算編成であり、慎重な審議が必要であると思うので、予算特別委員会の総括予算審査について、1日から2日にしてはどうか」との提案があり、了承された。

その後、同日が開会日となり、予算特別委員会に係る協議結果を踏まえた場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

9 その他

(1) 答弁者の指定について

議長から、「12月5日の議会運営委員会で話のあった答弁者について、通告で知事の答弁を求めた場合でも、誰が答弁するのが適切であるのか、知事が判断した上で答弁者を決定しており、その効果は、知事の答弁と同じである。再質問も、これにより挙手して発言を求めているので、議事を整理する私がそれを確認し、発言を許可する。

なお、多くの議題をまとめて一度に再質問されると、議事が混乱することも考えられることから、議論を深めるために議題ごとに分けて再質問するなどの配慮もお願いしたい」との発言があった。

(2) 再質問について

柳委員から、「再質問は、私の認識では、答弁

をもらい、その答弁に対して、ここがおかしいのではないかと再度行うことが、再質問と思っているが、時々、新たな質問になっていると感ずることがあるので、その辺の整理もしてもらいたい」との発言があった。

園田委員から、「これは、関連の範囲内だと思う。質問をする本人が、ここまでは関連があるからと判断し、質問をするわけであって、質問する人と、答える側との違いがあれば、言われるように質問が少し違うのではないかと、という部分があるかもしれない。しかしながら、関連してという言葉が枕詞になってしまうと、ある程度どこまで物差しを当てるかということになるかと思う」との発言があった。

向井委員から、「県当局は、通告になくても、答えられる範囲については、答えなければならないと思う。同じ項目の中で、関連していると、それは『可』だと思う」との発言があった。

議事課長から、通告制をとっているため、まずは通告の中で発言いただくこと。通告外の発言については、議長の方で判断し、注意していただく旨の説明があった。

園田委員から、「通告外と通告内の許容の範囲だと思うが、質問者が、こういう主旨で発言すると宣告するのであれば、その範囲内で、当局は答弁すべきだと思う。ただ、答弁する側も質問に対してしっかりと答弁しないと、議論が噛み合わないということになる。特に、一般質問の場合には、限られた時間の範囲内なので、しっかりと対応していただきたい」との発言があった。

議長から、「この件はしっかりと整理していきたいと思う」との発言があった。

(3) 陳情の取扱いに関する検討について

日高委員から、「8月の議会運営委員会において、大園委員から陳情審査のあり方について提案したが、改めて会派内で検討した結果、『県の権限外の陳情』や『市町村や議会、議員で構成する団体からの要望・要請等』など『委員会審査になじまない陳情』などについて、改めて検討していただきたい」との発言があった。

議長から、「会派代表者会議で協議し、結論を出すという方向でいきたい」との発言があり、了承された。

(4) 執行部の議会への対応及び知事のフェイスブックについて

寺田委員から、「明日で最終本会議を迎えるが、

三反園知事が9月議会、12月議会の2回の議会を対応され、各議員の質疑を受け答えをされ、県政に関わる諸課題に審議をしてきました。総務部長以下当局も出席しているので、議会に対する取り組み方、対峙の仕方について、総括して言わせてもらおうと、もう少し緊張度を持って対峙していただきたいと思う。

総務委員会など、白熱した委員会が繰り返されている中、一定の方の尾籠な対応などを含め、また、『鹿児島県議会提要』にも記載されている我々県議会議員の役割を十分に認識をし、その権能を十分駆使して、鹿児島県政発展のために委員会の中で、また本会議の中で意見を開陳していく中で、当局の皆様が対応をされているのだろうかという疑念を抱く場面があった。ボタンの掛け違いが一つの大きな方へ流れを作ってしまうということも、議会は生き物なので、得てしてある。そこに緊張感を持って対応していただきたいと思っている。これは、私だけではなく、おそらく他の議員も、今議会、先の議会を通じて感じられたこともあると思う。今日は総務部長が出席しているので、県執行部の総意として、その点について、また今後の対応についても見解を聞かしていただきたいと思う」との発言があった。

総務部長から、「ただ今の指摘に関しては、持ち帰って、どのような対応ができるか検討して参りたい」との回答があった。

寺田委員から、「トップだけではなく、末端の職員1人1人の見識が問われているということも申し上げ、対応をお願いします」との発言があった。

議長から、「第3回定例会、第4回定例会を通じ、他の議員からも、そのような趣旨の話を聞いている。もとより、二元代表制の一翼を担う県議会、県議会と行政は車の両輪に例えられるが、この車の両輪として、県政発展のために互いに取り組んでいくためには、知事、執行部、県議会との信頼関係の上に成り立つものだと思っているので、そのような意見がこの議運の席で出たので、この件については私の方から、知事へ申し入れをさせていただきたいと思っている」との発言があった。

小園委員から、「12月9日の夕方5時50分、総務委員会をまだ開いている中、原子力問題検討委員会の色々なことについて、知事の公式のフェイスブックで発信があった。これを見ると、内容は『出来るか出来ないかは議会次第』といった内容

で、こういったものが委員会中に発信され、しかも数日後のフェイスブックの時間は11時になっている。そういった稚拙な事をするようであれば、議会運営そのものに対して色々な支障を来すと思うので、三反園知事としても、もう一回議会とどう向き合っていくかということ、明日の最終本会議の議場において、考えをしっかりと示していただくような、何らかの形を取っていただきたいと思っている。それと、先週『週刊文春』が発行されたが、明日も発行されると聞いている。そういった問題等も含め、我々も、本当に議会人として、鹿児島県を良くしたいと思っているわけだが、今後の対応に苦慮するような週刊誌の内容でもある。もう少し、三反園知事本人が、しっかりと我々と向き合う態度をここで作っていただかないと、鹿児島県政が混乱すると思っている」との発言があった。

長田委員から、「フェイスブックの件は、私は基本的にはいけないというわけではないが、小園委員もおっしゃるとおり、やるのは、土、日だけとか、議会中はしないとか、しっかりしたことを、総務部だけではなく、決めていただきたい。おそらく、各課でもフェイスブックをやっている。私も個人的にやっているし、見せ方、フォーマットの仕方は大事なので、誤解を招くこと、我々議会だけではなく、県民の方々に対して説明が求められるので、そこは改めてしっかりと対応をしていただくのが、大切かと考えている。それと、インターネットは24時間動いており、face to faceの関係ではないので、誰が見ているか分からないし、それに対する反響とかコメントとなった場合に、それに対する説明を求められるので、そこをしっかりとしないと、職員の士気が下がると、県民に影響が出るので、改めて総務部長を中心に対処はされると思うが是非お願いしたい」との発言があった。

下鶴委員から、「小園委員からも御指摘のあったフェイスブックの件は、私も問題であると考えている。総務委員会で真剣に審議をしている最中に発信したこともあるが、その中身を見ると、このような事が書いてある。『原子力問題検討委員会については、議会で御審議いただいておりますが、成立するかどうか、予断を許さない状況にあります』と。私の理解によれば、『予断を許さない』という言葉は、先行きが分からない。どうなるか分からないという言葉であり、通常は、ある

べき事が誰かの邪魔のせいで、成立が危ぶまれるという文脈で使われる言葉だと理解している。それを今回の場合に照らしてみると、『原子力問題検討委員会というものが議会のせいでどうなるか分からない』ということになる。県議会は、県政にとって、どういう選択が一番いいのか皆で真剣に考えている中で、あるべき結論、より良い結論を出すために慎重審議をする場所であり、提案した議案が全部当たり前に通ると解釈されても困る。また、あたかも議会が邪魔をしているようなことを、総務委員会が慎重審議をしている最中に発信されるのは如何なものかと思っている。これについて、是非、誰の責任で発信されたのかを明らかにしてもらいたいと思っている。私が担当課の方に確認したところ、フェイスブックは広報課が所管しているが、広報課は、原課である原子力安全対策課から出されたものをそのまま載せたとのこと。このような文書を誰が書いたのかを私は確認を取っているが、知事の決裁を経ていると聞いている。小園委員からもあったが、この件を含めた議会への対応について、是非知事の言葉で説明していただきたい、と私は考えている」との発言があった。

小園委員から、「12月9日に、鹿児島県知事のフェイスブックから、川内原子力発電所1号機の原子炉起動について発信をしていたが、発信された17時50分という時間は、総務委員会が開かれている時間である。その中で、『(原子力)検討委員会が出るかどうか、予断を許さない状況です』と。我々議会側からすると、総務委員会委員が一生懸命審議しているのに、その最中にこのような発信をするというのは、我々と今後どう向き合っていくのか、という問題だと思う。これに対して、知事から謝罪するのかどうするのか、三反園知事が考えれば良いと思っているので、是非何らかの、我々とどう向き合っていくのか、ということを目明日説明をしてもらいたいと思っている。また、なぜこの問題を取り上げるかという、周りにいる県職員も、このようなことばかりされると大変である。みんな振り回されてしまい、もっとすべきことは他にあると思っている。間接的に直接的に、色々話を聞いているが、来年度予算に向けて、気持ちを一緒にしてやらないといけない時に、こういったざくしゃくするような、公式のフェイスブックを発信するようなこと自体が私は問題だと思っているので、よろしくお願ひしたい」との発

言があった。

吉留委員長から、「小園委員から三反園知事に、フェイスブックについての見解を求めるとの話があったが、そのように議会運営委員会としても、申し入れを行うということによろしいか。また、寺田委員から話があった県執行部の議会への対応等についての見解は、後日の議会運営委員会で見解を求めるとのことによろしいか」との発言があり、いずれも了承された。

議長から、「議運長の方で取りまとめてもらったが、今のこの件については、正・副議運長と私が一緒に知事のところに行き、文書で議運での総意として、お伝えしたいと思っている」との発言があった。